

# 山梨県市町村自主運営バス補助金交付要綱

知事は、県民生活にとって必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、市町村自主運営バス(市町村が運行主体となるもの及び市町村が貸切バス事業者に運行を委託するものをいう。)を運営する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年6月20日山梨県規則第25条)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1章 総 則

### (定 義)

第1条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- ① 路線バス事業者 路線バス事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)を経営する者をいう。
- ② 貸切バス事業者 貸切バス事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)を経営する者をいう。

## 第2章 運行費補助金

### (補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、バス路線の廃止が行われた場合において、次の要件に該当する路線(以下「市町村自主運営バス路線」という。)の運営を行う市町村とする。

- ① 輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じであること。
- ② 路線が廃止されて1年以内に運行が開始されること。
- ③ 当該廃止された路線の運行系統に競合して他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道がないこと。

2 前項に規定する市町村は、次の事項について創意工夫に努めるものとする。

- ① 運賃の設定方法、小型バスや既存の市町村保有バスの活用等、効率的なバス運営に関すること。
- ② 地域住民と一体となったバスの利用促進に関すること。

### (補助対象路線)

第3条 補助対象路線は、前条の要件に該当する路線とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象経費の額及び限度額)

第5条 補助対象経費の額は、次の①及び②により計算して得られた額の合計額とする。ただし、補助対象経費の額は、市町村自主運営バス路線に係るバス事業の補助対象期間における運送欠損額(貸切バス事業者に運行を委託する場合にあっては経常欠損額)を限度とする。

① 乗車定員が29人以下の車両の場合

83円47銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×

当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

② 乗車定員が29人を超える車両の場合

107円34銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×

当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、第1号様式による市町村自主運営バス運行費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年11月30日までに知事に提出するものとする。

① 廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図

② 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書

③ 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面

④ その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額とし、精算払とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、第6条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- ① 本要綱の規定に違反したとき。
- ② 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- ③ 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

### 第3章 車両購入費補助金

(補助対象事業者)

第11条 補助対象事業者は、バス路線の廃止が行われた場合において、次の要件に該当する市町村自主運営バスの運営の用に供するため、車両の購入を行う市町村又は運行を委託する貸切バス事業者に対し車両購入費の補助を行う市町村とする。

- ① 輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じであること。
- ② 路線が廃止されて1年以内に運行が開始されること。
- ③ 当該廃止された路線の運行系統に競合して他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道がないこと。

(補助対象期間)

第11条の2 本章における補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度とする。

(補助対象車両及び補助対象車両費の限度額)

第12条 補助対象車両は、市町村自主運営バス路線の運行の用に供する車両及び当該車両の代替車両とする。

2 市町村が購入する場合の補助対象車両費の額は、1両につき次の①又は②のいずれか少ない額を限度とする。

- ① 500万円から残存価格として10%を控除した額
- ② 実購入費から残存価格として10%を控除した額

3 市町村が運行を委託した貸切バス事業者に補助する場合の補助対象車両費の額は、前項各項に掲げる額及び当該市町村が貸切バス事業者に補助する額のうち、最も少ない額を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第13条 補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に第3号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付申請書に廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図及びその他知事が必要と認めた書類を添えて、毎年5月31日までに知事に提出するものとする。

2 前項に規定する日以降、路線が廃止され、新たに運行を開始するなどやむを得ない場合に、当該年度の補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に前項に規定する申請書または第5号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付決定変更申請書を11月30日までに知事

に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第13条の2 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定または補助金の交付決定の変更を行い、第4号様式による交付決定通知書または第6号様式による交付決定変更通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付額等)

第14条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象車両費の1/2に相当する額とし、精算払とする。

(状況報告)

第14条の2 補助対象事業者は、交付決定を受けた会計年度内に補助対象事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、書面により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 市町村は補助事業が完了した日から1カ月以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第7号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金事業完了実績報告書に知事が必要と認めた書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、補助対象事業の全部が交付決定を受けた会計年度内に完了しないときは、その翌年度の4月10日までに、交付決定を受けた会計年度における実績を書面により知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条の2 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、第8号様式による補助金の額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(財産の処分の制限)

第15条の3 補助対象事業者は、補助事業により取得した車両については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち車両を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(準用)

第16条 第9条及び第10条の規定は、本章の補助について準用する。

#### 第4章 初度開設費補助金

(補助対象事業者)

第17条 補助対象事業者は、バス路線の廃止が行われた場合において、次の要件に該当する市町村自主運営バスの運営の用に供するため、施設の整備を行う市町村又は運行を委託する貸切バス事業者に対し施設整備費の補助を行う市町村とする。

- ① 輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じであること。
- ② 路線が廃止されて1年以内に運行が開始されること。
- ③ 当該廃止された路線の運行系統に競合して他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道がないこと。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第18条 補助対象経費の額は、次に掲げる施設の整備に要する額とする。

- ① 車庫、停留所施設、旅客待合所
- ② その他当該路線の運行に必要な施設

2 市町村が整備する場合の補助対象経費の額は、250万円を限度とする。

3 市町村が運行を委託した貸切バス事業者が整備する場合の補助対象経費の額は、当該市町村が貸切バス事業者に補助する額(250万円を限度とする。)とする。

(補助金の交付申請等)

第19条 補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に第3号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付申請書に廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図及びその他知事が必要と認めた書類を添えて、毎年5月31日までに知事に提出するものとする。ただし、第3章に係る補助金の交付申請を行っている場合は、本条の添付書類を省略することができる。

2 前項に規定する日以降、路線が廃止され、新たに運行を開始するなどやむを得ない場合に、当該年度の補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に前項に規定する申請書または第5号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付決定変更申請書を11月30日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第19条の2 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定または補助金の交付決定の変更を行い、第4号様式による交付決定通知書または第6号様式による交付決定変更通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付額等)

第20条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額とし、精算払とする。

(実績報告)

第21条 市町村は補助事業が完了した日から1カ月以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第7号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金事業完了実績報告書に知事が必要と認めた書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第21条の2 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、第8号様式による補助金の額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(財産の処分の制限)

第21条の3 補助対象事業者は、補助事業により取得した初度開設施設については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち初度開設施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(準用)

第22条 第9条、第10条及び第11条の2の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

1 この要綱は、平成8年3月18日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

2 平成7年度においては、第6条、第13条及び第19条に規定する期日は、平成8年3月21日と読み替えるものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

但し、平成18年度の車両購入費補助金及び初度開設費補助金の補助対象期間は、要綱第11条の2の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成19年3月31日までとし、第13条第1項又は第19条第1項により交付申請書を提出する場合で、補助事業が完了しているときは、第15条又は第21条の規定による実績報告書も併せて提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。